

議案第 39 号

里庄町国民健康保険条例の一部改正について

里庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 6 月 7 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）が施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和3年6月 日公布
里庄町条例第 号

里庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例

里庄町国民健康保険条例（昭和35年里庄町条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。